

富山県情報公開審査会答申概要（答申第18号）

件名 平成 18 年職種別民間給与実態調査の記入済み調査票等に係る非開示決定処分に対する異議申立ての件

開示請求年月日 平成18年11月7日

実施機関の決定日 平成18年11月21日

実施機関（担当課） 富山県人事委員会（職員課）

決定内容 非開示

非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）、第3号（法人等情報）及び第6号（行政運営情報）

異議申立て年月日 平成18年11月28日

異議申立ての内容 本件処分を取り消し、本件対象文書の開示を求める。

諮問年月日 平成18年12月18日

答申年月日 平成20年4月15日

争点 職種別民間給与実態調査に係る記入済み調査票（以下「文書1」という。）及び調査票入力データ（以下「文書2」という。）の条例第7条第3号及び第6号該当性
文書1、文書2及び県職員給与データ（以下「文書3」という。）の部分開示（条例第8条）の要否

審査会の判断

<結論>

実施機関が、異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定は、妥当である。

<理由>

1 本件対象文書の非開示情報該当性について

実施機関は、文書1及び文書2は条例第7条第3号、第6号等に、文書3は同条第2号に該当するとして本件処分（非開示決定）を行ったのに対し、異議申立人は、会社名や個人名を除く他の部分については、企業や個人が識別できる情報ではないから開示すべきであると主張するので、以下検討する。

（1）条例第7条第3号（法人等情報）該当性

条例第7条第3号イは、法人等に関する情報で、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。）は、非開示情報とする旨規定している。

本件調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に規定されている届出統計調査に該当し、調査対象事業所が調査に応ずる義務はない一方、被調査者の秘密の保護（同法第14条）、調査票の目的外使用の禁止（同法第15条の2）等によって、集められた情報の秘匿を担保するこ

とにより、被調査者と調査実施者の信頼関係の下、調査における真実性や正確性が確保されている。そして、実施機関が調査対象事業所に対して本件調査への協力を依頼した文書には、「各事業所から提供された個別の調査結果はもちろん事業所名につきましても、すべて「極秘」の取扱いとし、公開しないことは申すまでもなく」との記載があることから、本件調査により提供された情報が記録されている文書 1 及び文書 2 は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であると認められる。

また、文書 1 及び文書 2 に記録されている情報は、調査対象事業所に勤務する従業員の満年齢、学歴及び支払給与額等の個人に関する情報並びに調査対象事業所の給与制度の状況等の内部管理情報で、その内容及び性質から見て、法人等における通例として公にしないこととされている情報であると認められ、そのような情報の提供を受けるためには、上述のとおり、提供された情報の秘匿を担保し、調査対象事業所と実施機関との信頼関係を築いた上で調査を行うことが必要不可欠であるから、公にしないとの条件を付すことが当該情報の性質に照らして合理的であると認められる。

さらに、これらが人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当しないことは明らかであるから、文書 1 及び文書 2 は、全体として、条例第 7 条第 3 号イの非開示情報に該当するものと認められる。

(2) 条例第 7 条第 6 号（行政運営情報）該当性

条例第 7 条第 6 号は、県、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、非開示情報とする旨規定している。

本件調査は、前述のとおり、秘密性の極めて高い情報である従業員の給与等の個人情報や企業の給与制度等の内部管理情報について、県内の調査対象事業所から任意で提供を受けるものであるが、そのような内容にもかかわらず、これまで 9 割以上という高い実施率で調査への協力を得ている。これは、本件調査が個別の調査結果等を公開しないことを前提に実施されているからこそと考えるのが自然であり、一度でもこれを開示した場合は、今後、調査への協力の忌避、調査事項の一部の回答の拒否等の事態が発生する可能性は否定できない。このことは、ひいては実施機関の重要な業務である人事委員会勧告及び実施機関と共同で本件調査を実施している人事院が国家公務員について行う勧告を実施するために必要な民間給与の実態を正確に把握するという本件調査の統計としての意義を失わせることになりかねないものと認められる。

したがって、本件調査により提供された情報が記録されている文書 1 及び文書 2 は、全体として、県又は国が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、本件調査という統計調査事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに当たり、条例第 7 条第 6 号の非開示情報にも該当するものと認められる。

(3) 条例第 7 条第 2 号（個人情報）該当性

条例第 7 条第 2 号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、他の情報と照合する場合を含め、特定の個人を識別することができるものについては、同号た

だし書に該当するものを除き、非開示情報とする旨規定している。

文書3には、県職員の給与に関し、給料表の種類、職務の級、学歴、性別及び年齢ごとの人数並びに給与総額、給料月額及び各種手当の平均支給額等の情報が記録されており、職員の氏名等は含まれていない。しかし、この給料表の種類から年齢までの5つの項目は、当該職員の近親者、同僚等であれば通常保有していると思われる情報であることから、区分ごとの該当人数が1の場合は当該職員が誰であるかが容易に識別され、当該職員に係る給与等の実支給額も明らかになってしまうだけでなく、該当人数が2の場合も、当該2人のうちの1人にとっては、同様に、他の1人を特定し、当該職員に係る給与等の実支給額を算出することは容易である。さらには、該当人数が3以上の場合であっても、各種手当の支給状況その他様々な観点から特定の職員が識別される場合があり得ることが認められる。

条例第7条第2号ただし書ウは、同号本文に該当する個人情報であっても、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは開示する旨規定しているが、文書3に記録された情報は、公務員である個人に関する情報ではあるものの、その具体的な職務の遂行と直接に関連する情報とは認められない。また、当該情報は、同号ただし書ア又はイにも該当しない。

したがって、文書3には、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、特定の個人を識別することができるものという条例第7条第2号の非開示情報が含まれているものと認められる。

なお、実施機関は、文書1及び文書2についても、同号の非開示情報が含まれていると説明するが、これらについては、前述のとおり、同条第3号及び第6号に該当するものと認められるため、同条第2号の該当性については判断するまでもない。

2 部分開示の要否について

条例第8条第1項は、「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」と規定している。

本件対象文書のうち文書1及び文書2については、前記1(1)及び(2)で述べたとおり、その内容及び性質から見て、全体として、条例第7条第3号及び第6号の非開示情報に該当するから、開示対象文書の「一部」に非開示情報が記録されている場合には該当せず、部分開示について検討する余地はないものと認められる。なお、この点に関し、異議申立人は、企業名及び給与を受けた個人名を除いて部分開示すべきと主張するが、以上の理由により採用できない。

また、文書3については、個人情報に該当して非開示とすべき部分が含まれているものの、全体が非開示情報というわけではない。しかしながら、前記1(3)で述べたとおり、5つの項目による区分に該当する人数が1又は2のときに加え、3以上であっても特定の職員が識別される場合があり、開示対象文書のどの部分が非開示情報に該当するかという記載部分

の区分けを行うには、県職員約4,000名のデータに係る個別のケースごとに検討しなければならないという困難な作業を要することから、当該部分を容易に区分して除くことができるものとは認められない。したがって、文書3についても、非開示決定とすることはやむを得ないと判断される。

< 参考 >

富山県情報公開条例（抄）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1）略

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

（3）法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 略

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4)～(5) 略

(6) 県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～オ 略

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 略